

防府市障害者福祉施設庁内検討委員会設置要綱

令和3年8月24日制定

(目的)

第1条 この要綱は、次条で規定する、防府市所有の障害者福祉施設（以下、「障害者福祉施設」という。）の移転を含めた防災対策に関する検討を行うため、防府市障害者福祉施設庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 委員会が検討対象とする障害者福祉施設は、別表に掲げる施設とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 総務部長
- (2) 総合政策部長
- (3) 健康福祉部長
- (4) 土木都市建設部長
- (5) 政策推進課長
- (6) 防府市社会福祉事業団常務理事

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康福祉部長の職にある者を、副委員長には総合政策部長の職にある者を充てることとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者福祉施設の移転を含めた防災対策に関する事項
- (2) その他、委員長が必要と認める事項

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会における検討事項について、事前調査、検討及び調整を行うため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事は次に掲げる職にある者とする。

- (1) 健康福祉部次長
- (2) 政策推進課主幹

- (3) 高齢福祉課長
- (4) 障害福祉課長
- (5) 子育て支援課長
- (6) 健康増進課長
- (7) 河川港湾課長
- (8) 建築課長
- (9) 防府市社会福祉事業団総務課長

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には健康福祉部次長の職にある者を、副幹事長には障害福祉課長の職にある者を充てることとする。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	所在地
防府市大平園	大字牟礼 10114 番地の1
防府市愛光園	大字牟礼 10084 番地の1
防府市なかよし園	大字牟礼 10084 番地の1